

相 談 事 例

ID : 02-03-035

相談タイトル

マンションの設備改修工事に伴う鉄筋探査調査について

Q : ご相談内容

分譲マンションの一室に入居中。水道管が老朽化したため配管改修工事をおこなうことになったが、壁に穴をあける作業を伴うため管理組合に申請をしたところ、鉄筋が入っていない部分であれば穴を空けていいので、鉄筋探査調査書（鉄筋が入っていないという証明）を提出するよう言われた。どこに相談・問合せを行えばよいか。

A : 回答

建築物の非破壊検査を行っているコンサル会社であれば対応が可能と思います。管理組合からは「鉄筋が入っていないという証明」という形を求められているとすると、建築物の耐震診断等をおこなっている設計事務所に依頼し、証明の作成・提出を求めても対応してくれると考えます。住まいの相談センターでご紹介できるのは群馬県安心リフォーム事業者に登録している業者になりますので、設計事務所などに頼まれるのであれば、群馬県建築構造設計事務所協会にお問合せいただければと思います。